

総合特区支援利子補給制度のご案内

【東九州メディカルバレー構想特区】

(内閣府地方創生推進事務局)

総合特区支援利子補給制度とは

- 総合特区支援利子補給制度は、「総合特別区域法」に基づく、国の指定を受けた総合特区に対する金融支援事業。
- 具体的には、国の認定を受けた「総合特区計画」の実現に資する事業を行う事業者が、国が指定した金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で利子補給金を支給。
- 令和4年度予算は4.1億円。うち東九州メディカルバレー構想特区を含む地域活性化総合特区分は2.5億円。

支援内容

利子補給率：最大0.7%

支 給 期 間：5年間（融資期間は5年以上が必要）

利子補給対象事業

東九州メディカルバレー構想特区は、**血液・血管関連医療機器の生産拠点にとどまらず、介護・福祉機器分野を含む医療関連産業の一層の集積等を図ることにより、地域の活性化とアジアに貢献する医療産業拠点**を目指している。当該目標に資する事業として、主に以下の事業を利子補給対象としている。（詳細は内閣府ホームページ掲載の総合特区計画を参照）

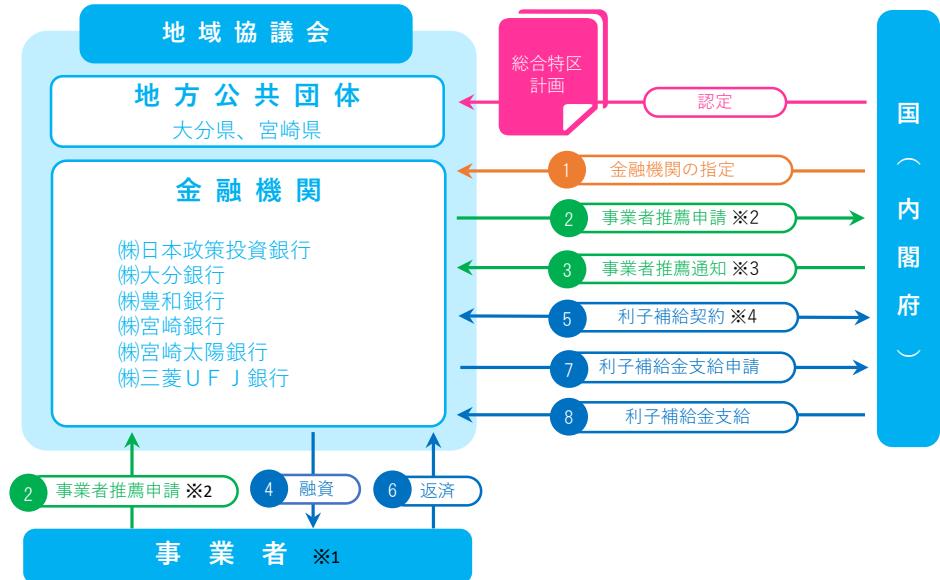
主な事業

本特区（大分県、宮崎県）における

- ① 医療関連機器の調査・研究開発等に要する施設整備、設備の導入
- ② 地場企業による医療関連機器産業への新規参入・取引拡大
- ③ 医療関連機器メーカーの誘致等による施設整備、設備導入
- ④ 医療技術人材の育成を行う拠点の整備

なお、「主な事業」に該当する具体的な事業は、総合特区支援利子補給金交付要綱に定める事業項目「新商品、新技术又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの」に該当することも必要。

事業イメージ



※1 事業者の規模による制限はなし。

※2 事業者は、集中受付期間（2、4、7、10、12月の年5回）に指定金融機関を経由して申請（詳細は内閣府ホームページ参照）。金融機関の指定申請を同時並行で行うことも可。

※3 事業者推薦通知後に事業を開始。

※4 予算の範囲内で契約を行うため、申込多数の場合は利子補給対象融資額を調整する場合がある。

活用実績

平成23年の制度開始以来、全国では26総合特区の**426件**（令和4年2月末現在）の事業で利子補給が活用され、地域力の向上や国際競争力の強化等に貢献。

東九州メディカルバレー構想特区においては、まだ実績がないため、ぜひご活用ください。

